



第7回県連在宅ケア交流会を開催しました！



12/7、協同病院会議室で第7回県連在宅ケア交流会を行いました。今回のテーマは「香川民医連在宅ケアの現状と課題をみんなで考え、顔の見える連携をより一層強めよう！」でした。参加者は実行委員あわせ16事業所46名の参加でした。

まず基調講演として、在宅ケア委員会の田中委員長より、「香川民医連在宅ケアの現状と課題2013」の提案説明があり、各事業所が利用者の24時間365日の安心を支えるためにも、法人外の事業所との競合が激しくなっている点においても、これまで以上に法人内の連携を強めて『法人内の連携の限界を高めていく』ことが必要であると問題提起がされました。

指定報告では、へいわ歯科とみき診療所から報告をしてもらいました。へいわ歯科からは、今川

先生より歯科訪問診療についての報告があり、参加者の中でも歯科が訪問診療しているというのを知らなかったという人も多く、報告を聞いて非常に良かったとの感想が多く出されました。また、みき診療所からは「広げよう地域のネットワーク」という題で、地域・行政を巻き込んだネットワークづくりの取り組みについての報告がありました。

報告を受けて班討論を行った後、最後にまとめとして、県連内の在宅ケア部門のすべての分野が介護在宅ケアの市場競争の中に投げ込まれてきている中で、各事業所の強みを進めていく必要があること、その意味でも冒頭に問題提起した『法人内の連携の限界を高めていく』とうことが非常に重要な課題であるという認識で一致しました。また、利用者が減っている現状において、人材が足りないという問題は個々の事業所だけでは解決できる課題ではなく、法人・県連を統括する部門での検討が必要とのまとめを行いました。

合わせて在宅ケア委員会として現在、1月頃の完成を目指して、県連・法人内の在宅関係の統一パンフレットの作成を進めていることも報告されました。

(高松平和病院連携相談室 服部啓吾)

リレー投稿 いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長のみなさんに、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

私は日本国憲法大好き派です。

私の理想とする社会は、平和で、国民一人一人が大切にされ、安心して生き活きと生活している社会です。日本国憲法はその「平和の内に生存する権利」を保障しています。

それぞれの条文はもちろん、前文（憲法の趣旨や基本原則について書いてある）を読むだけでもこの憲法が素晴らしいものであることが分かります。国民が主権者であると明言し、国家は、国民の基本的人権（自由権・社会権・平和的生存権）を尊重すると約束し、戦争はしないと決意しているのですから。

ただし、12条で、「自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と指摘もしています。

そして、この基本的人権が脅かされている今、何をするかってことですけど、幸い私たちの職場では、署名活動しましょうとか、社保学習会がありますとか、選挙に行きましょうとか色々なお誘いがあります。そこに参加して「主権者としての国民の努力」をすればよいのだと考えると楽になります。皆さんも是非どうぞ。

以前、爆笑問題の太田光さんが「憲法9条を世界遺産に」という本を出しましたが、私は日本国憲法そのものを世界遺産（人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件）に推薦できると思っています。



安倍内閣は12/23、武器輸出三原則に基づく過去の政府見解も無視し、南スーダンのPKO（国連平和維持活動）で戦後初めて、他国の軍隊（韓国軍）に武器弾薬を提供

高松平和病院総看護師長 横山具未子